

議案第48号

前橋市介護保険条例の改正について

令和3年3月3日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市介護保険条例の一部を改正する条例

前橋市介護保険条例（平成12年前橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「3万3,600円」を「3万3,300円」に改め、同項第2号中「4万6,700円」を「5万1,800円」に改め、同項第3号中「5万6,100円」を「5万5,500円」に改め、同項第4号中「6万5,400円」を「6万4,700円」に改め、同項第5号中「7万4,800円」を「7万4,000円」に改め、同項第6号中「8万4,100円」を「8万3,200円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「9万3,500円」を「9万2,500円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「10万4,700円」を「10万3,600円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「11万2,200円」を「11万1,000円」に改め、同項第10号中「13万900円」を「12万9,500円」に改め、同項第11号中「14万9,600円」を「14万8,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「1万8,700円」を「1万8,500円」に改め、同条第3項前段中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項後段中「1万8,700円」を「1万8,500円」に、「3万3,600円」を「3万3,300円」に改め、同条第4項前段中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改め、同項後段中「1万8,700円」を「1万8,500円」に、「5万2,300円」を「5万1,800円」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「第135条第3項に規定する特別徴収対象給付」を「第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 9 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 2 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア及び第 10 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の前橋市介護保険条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。